

平成26年 9 月 5 日

民生常任委員会会議録 調査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成26年 9 月 5 日  
開会 10時00分 閉会 12時05分
- 2 場 所 役場 5 階会議室
- 3 出席委員 6 名  
委員長 谷口和弥 副委員長 東口隆弘  
委員 小島智恵 寺林俊幸 増田武夫 千葉幹雄
- 4 欠 席 者 斉藤喜志雄
- 5 説 明 員 町長 岡田和夫 副町長 高橋平明  
民生部長 川瀬俊彦 こども課長 杉崎峰之  
保育係長 半田健 保健福祉課福祉係長 浜頭正弘
- 6 事 務 局 局長 野坂正美 課長 萬谷司
- 7 審査事件 (1)付託された議案の審査について  
議案第50号 幕別町保育の必要性の認定に関する条例  
議案第51号 幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例  
議案第52号 幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を  
定める条例  
議案第53号 幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例  
(2)付託された陳情の審査について  
陳情第16号 「2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意  
見書」の提出を求める陳情書  
(3)所管事務調査項目について  
(4)その他
- 8 審査結果 別紙

委員長 谷 口 和 弥

## ◇審査内容

(10:00 開会)

- 委員長（谷口和弥） それでは民生常任委員会を開会いたします。最初に、諸般の報告を事務局のほうからお願いいたします。事務局長。
- 事務局長（野坂正美） 諸般の報告をいたします。本日、東口委員より遅参する旨、斉藤委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。
- 委員長（谷口和弥） これで諸般の報告を終わります。これより議事に入ります。本日の主な議題につきましては、9月3日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案4件、陳情1件の審査についてであります。まず、付託されました議案の審査につきまして進めてまいりたいと思います。審査の進め方でありませけれども、1議案ごと説明、質疑を行いまして、4議案が終了して説明員が退席した後に討論、十分な討論ができたということであれば採決を行いたいと思います。審査に入ります前に各委員にお諮りいたします。担当部局より追加の資料を準備しているということでもありますので、配付をお願いしたいと思うのですがそれでよろしいでしょうか。

(よいの声あり)

- 委員長（谷口和弥） それでは資料配布をお願いいたします。  
それでは議案第50号、幕別町保育の必要性の認定に関する条例につきまして提出者の説明を求めます。民生部長。
- 民生部長（川瀬俊彦） 議案第50号、幕別町保育の必要性の認定に関する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の8ページをお開きいただきたいと思います。はじめに資料1をご覧ください。新制度におきましては、教育や保育の実施にあたり、公費の給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定を受けることが必要であり、さらに保育に関しては、保育必要量が設定されることとなります。

表1は、子どもの認定区分の類型をまとめたものであります。1号認定は、保育を必要としない、いわゆる教育をうける3歳以上の子どもということになります。2号認定と3号認定は、保育を必要とする子どもで、3歳以上は2号認定、3歳未満が3号認定の子どもということになります。また、保育の必要量につきましては、利用する保育時間として11時間の保育標準時間と、8時間の保育短時間という2区分の設定となるものであります。

次に表2は、認定区分による施設・事業の利用区分についてまとめたものであります。基本的に認定こども園は、1号認定から3号認定まで、幼稚園は1号認定、保育所は2号認定と3号認定の子どもが利用できることとなります。また、新制度である小規模保育などの地域型保育給付事業につきましては、基本的に3号認定の子どもが利用対象となります。

以上のとおり新制度では、認定等の実施主体が市町村ということになりますことから、保育の必要性の基準や保育の必要量につきまして、本条例にて定めることとなるものであります。それでは条文に沿いましてご説明申し上げます。

第1条は、条例制定の趣旨を定めるものであります。

第2条は、本条例で使用する用語は、子ども・子育て支援法で使用する用語とする旨の規定であります。

第3条は、保育の必要性の基準を定めるものであります。第1項は、各号で保育が必要な事由を規定しており、幕別町保育実施条例第2条各号で規定している保育に欠ける事由と同じ内容となっております。9ページになりますが、第2項は、同居の親族により保育を受けることができる場合等における保育の必要性の基準の調整規定であります。

第4条は、保育必要量の認定について、1日あたり11時間まで保育を受けられる保育標準時間と、1日あたり8時間まで受けられる保育短時間を規定するものであります。

第5条は、各号でひとり親家庭や障がい者等の優先的に保育を行う事由を規定しております。

10ページになります。第6条は、規則への委任規定であります。

附則についてでありますけれども、第1項は、施行日を子ども・子育て支援法の施行の日とするものであります。第2項は、就労時間の要件に関する特例規定であり、すでに保育所に入所している児童に影響が出ないよう経過措置を設けるものであります。なお、本条例を含む議案第50号から議案第53号までの4本の条例の制定にあたりましては、幕別町次世代育成支援対策地域協議会にて内容に関するご審議をいただき、条例案に対する同意を得ているところであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、これより議案第50号に関する質疑を行いたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。増田委員。
- 委員（増田武夫） 何点かですが、まず今回4本の条例が出されてきたわけですけれども、新しい子ども・子育てについては、児童福祉法第24条の規定が残るかどうかが非常に大きな関心だったのですけれども、色々な保育関係者の運動でありますとかそういうものが取り入れられて、市町村の保育実施義務が残ったということで、我々も安堵しているところであります。今度の2015年4月からの実施に向けての条例の制定でありますけれども、新しい保育制度の実施主体は市町村でありますけれども、こうした時期に条例を制定して、早速色々な業務に入っていくにはならないわけですけれども、そうした具体的な手続きが必要になってくるわけです。そうした場合に、いつもこういう新しい制度ができてくるときに問題になると思うのですが、それに向けての政府の準備が遅れてくるということで、今度も厚生労働省の作業が遅れているというようなことも聞くわけですけれども、町として、2015年の4月からしっかりと実施していくことが可能なかどうか、準備状況、これから進めていく作業をやっていくのか。それが1点であります。

もう1点は、戦後はじめての保育に関する大きな改革だと思うのですが、その割には町民でありますとか、特に保護者、保育者、実際に保育に携わっている人たちの周知がほとんど行われていない。これからの状態でありますけれども、こういうものの周知をしっかりと、どのようなことで行っていくとされているのかであります。

もう1点は、この4つの条例を通じて、幕別町の子どもたちの権利に関する条例が21年に作られまして、それがこうしたものを実施していく基本になっていかなくてはならない

と思いますけれども、その辺も条例に反映されて、例えば目的、趣旨の中にそういうものを入れていくべきではないか。言葉としてしっかりと入れる必要があるのではないか。そういう点では、保育の必要性の認定に関する条例の趣旨の中にもそういう子どもの権利に関する条例に基づいて、すべての子どもに権利の保障でありますとか、最善の利益を制度、施策の中の基本に据えていくのだという文言が入っていくことが良いのではないかと思います。

もう一つ、幕別町保育の必要性の問題について、今度は必要性の認定をこの条例に基づいてやっていかななくてはならないわけなのですけれども、この認定業務が新たに加わることによって職員の増員も必要になってくるのではないかと考えるわけですが、今の体制のなかでこの条例に基づく業務がしっかりと行われていくのかどうか、それらについてお聞きしておきたいと思います。

○ 委員長（谷口和弥） こども課長。

○ こども課長（杉崎峰之） 1点目の、政府の準備も遅れていることが多いので、町として2015年、新年度からの事業が順調に進めていくことができるのかということでございますが、現在次世代協議会も、平成25年度から始めまして、26年になりましても5回重ねております。現在新制度の事業に向けては予定通り進んでいるところでございます。

2点目の、住民等への周知でございますが、今回の条例についてもそうなのですが、まず次世代協議会へご意見等伺いながら、パブリックコメントの実施を経て、そのほかにも町の広報紙、新聞等活用しまして周知に励んでいるところです。今後これから新制度の骨格が決まった段階で、秋を予定しておりますが、住民、利用者、保護者ですね、一般住民を含めまして説明会を開催していく予定となっているところでございます。

3点目の、子どもの権利条例等の文言等も今回の必要性の条例に取り入れたらとのことでございますが、基本的に国の示しているものを基に、今回の保育の必要性に関する条例につきましても、そういった子どもの権利の条例についても当然網羅しているというのでしょうか、特別その文言をこちらの方に表現していることはないのですが、十分反映していると認識しております。基本計画の中で基本理念の方針というものを今協議している最中なのですが、検討している中で、子どもの権利条例ですとか今現に動いております幕別町次世代育成新行動計画等の基本的な理念を反映した計画を作成中ですのでご理解いただきたいと思います。

4点目の、現職員体制で、今後業務が多くなっていく中で遂行していけるかということでございますが、現体制で新年度の業務を遂行していくことは可能だということで、当面、現体制でやっていく考えであります。

○ 委員長（谷口和弥） 増田委員。

○ 委員（増田武夫） これから、新しい制度をやっていくにあたっての四本の条例なわけですが、基本計画の中に、そういった精神を盛り込んだものにしていくということで、それはぜひ具体的な文章の中にそういったものが盛り込まれるように是非してほしいと思います。町が実施していくこういった事業の中にそういうものを基本に据えていくのだということが、こういった条例の中にもしっかりと表された方がいいのではないかと思いますので、できればそうしてほしいと思いますけれども、これからつ

ぎの条例の中でも具体的なことをお聞きしていきたいと思ひます。以上です。

- 委員長（谷口和弥） 答弁はよろしいですね。他に質疑はありませんか。無ければ議案第50号に対する質疑は以上で終了します。

次に議案第51号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきまして提出者の説明を求めます。民生部長。

- 民生部長（川瀬俊彦） 議案第51号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。議案書の11ページをお開きいただきたいと思ひます。

はじめに資料2をご覧ください。この表は、左側に記載しております教育・保育施設と、地域型保育事業につきまして、表の上段の方に記載しております認可と確認を所管する実施主体を整理したものであります。

新制度におきましては公費による施設型給付、または地域型保育給付の支給対象となるためには、施設または事業に係る認可の基準を満たしたうえで、運営に係る一定の基準を満たしている事の確認を受けるといふことが必要になります。ここで確認につきましては、市町村が実施主体となりますことから、確認しなければならない項目の基準を運営に関する基準として条例にて定めるといふことであります。また、特定といふ文言につきましては、教育保育施設または地域型保育事業が認可及び確認の両方を満たした場合に公費の給付対象となるといふことで、特定といふ位置づけがされるものであります。

条例制定にあたりまして、国では項目に応じて従うべき基準または参酌すべき基準を示したところであります。が、国の基準につきましては児童福祉行政の趣旨を十分反映したものであるとともに、本町に適合しているものでありますことから、本町におきましては国の基準に沿うことを基本としているところであります。

次に資料3をご覧ください。この表は、確認を実施するための運営に関する基準を一覧表にしたものであり、表1は、左側に記載しております施設型給付について、上段に記載しております利用定員に関する基準、運営に関する基準、特例給付費に関する基準、それらの内容を整理したものでありまして、つぎのページになりますが、表2は、地域型保育給付につきまして同様の内容を整理したものであります。

はじめに利用定員に関する基準ですが、表1にお戻りいただきたいと思ひます。表1の施設型給付であります。が、認定こども園では1号認定から3号認定の区分ごとに、幼稚園では1号認定、保育所では2号認定と3号認定の利用定員を設定しなければなりません。次に表2の地域型保育給付であります。が、4つの事業区分に応じた利用定員を上限に、3号認定の利用定員を設定しなければなりません。具体的には、家庭的保育事業では利用定員1人から5人以内であります。小規模保育A型では、利用定員6人以上19人以下で、保育所分園に近いものとなります。小規模保育C型では、利用定員6人以上10人以下で家庭的保育に近いものとなります。小規模保育B型では、利用定員6人以上19人以下で、A型とC型の中間的なものとなります。事業所内保育は、利用定員20人以上と19人以下に分類されております。居宅訪問型保育では、1対1で保育を実施することとなります。なお、特に3号認定においては施設型、地域型ともに0歳児と1、2歳

児を区分して利用定員を設定しなければなりません。

次に運営に関する基準についてであります。施設型給付、地域型給付ともに設置・認可基準と同一であります。

次に特例給付費に関する基準についてであります。施設等の利用に際しては、原則認定区分に応じた施設等を利用することとしておりますが、施設区分ごとに定めた利用総数以内であれば、例外的に認定区分以外の施設等が利用できるようにするものであります。それでは条文に沿いまして内容をご説明いたします。

11ページになりますけれども、第1章は本条例の総則を定めたものであります。

第1条は、条例制定の趣旨であり、運営に関する基準を定めるところであります。

第2条は、本条例において使用する用語の定義であります。

第3条は、一般原則を定めるものであります。

次に、12ページの第4条から、23ページの第36条までの条文についてであります。第2章として特定教育保育施設、具体的には認定こども園、幼稚園、保育所の運営に関する基準を定めております。第1節では利用定員に関する基準、第2節では運営に関する基準、そして22ページになりますけれども、第3節では特例施設型給付費に関する基準について具体的に定めているものであります。

次に、23ページの第37条から、31ページの第52条の条文についてであります。第3章として特定地域型保育事業者、具体的には小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業者内保育の事業者の運営に関する基準を定めております。項目につきましては基本的に第2章と同様であります。

次に31ページになりますが、第4章は雑則を定めております。第53条は委任規定であります。

次に附則についてであります。第1項は施行日を子ども・子育て支援法の施行の日とするものであります。第2項及び32ページになりますけれども第3項は、小規模保育事業C型に関する特例規定を定めるものであります。第4項及び第5項は、施設型給付費等に関する経過措置を定めるものであります。33ページになりますが、第6項は、小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置を定めるものであります。第7項は、連携施設に関する経過措置を定めるものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたのでこれより議案第51号に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。増田委員。
- 委員（増田武夫） なかなか長い条文で、今の説明でぱっと全部を理解することは大変なのですが、渡された中で色々検討してみた部分についてお話してみたいと思うのですが、前の条例でお話したように、やはり総則の趣旨の中にはきちんと子どもの権利条約に基づく考え方でやるのだということが、これにも入ったほうが良いと思うのが一つ。

第7条ですけれども、第7条では利用調整をするわけですね。町が行った利用調整結果を、支給認定保護者に通知する必要があると思うのですよね。第7条第3項を設けて、町は、利用調整結果を支給認定保護者に通知しなければならない。そういう文言が

入るべきではないかと思えます。そういうことによって利用調整結果がきちんと保護者に伝わる必要があるのではないかとということで、第3項をつけるべきではないかと思うのが一つ。

それから第8条ですけれども、第8条は法第19条第1号各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、その中に、この条例全体を通じてそうなのですが、集团的保育を必要とする障がい児、これはきちんと明文化して障がい児に対する対応も明確にするという意味で、小学校就学前の子ども及び集团的保育を必要とする障がい児の区分、ここにやはり集团的保育を必要とする障がい児を明記することが、条例の成り立ち上必要ではないかということが1点。

それから第13条ですけれども、第13条第6項、この文言の中に文書による同意を得なければならないと。費用負担について同意を得なければならない。ただし第4項の規定による金銭の支払いに係る同意については文書によることを要しない。これをつけた理由を説明して欲しいのですが、やはり第4項のものであっても文書による同意を得るべきだと。第4項が削除された理由についてお聞きしたいと思います。気が付いた点はその程度ですが説明をお願いいたします。

- 委員長（谷口和弥） 民生部長。
- 民生部長（川瀬俊彦） 私の方から1点説明させていただきます。今回の条例につきましては、前段説明いたしましたように、町は、施設型給付事業及び地域保育給付型事業、どちらの場合につきましてもその事業がきちんと基準通り行われているかどうか、それを確認する権限を持つこととなりますので、その関係から、基準を条例で定めなければならないということになります。ですから、条例で定めるのはあくまでもその基準ということになります。

委員がおっしゃられている子どもの権利に関する条例の基本的な精神とかそういうことにつきましては、新制度の中で市町村が子ども・子育てに関する計画を策定することになります。その計画の中に基本理念、基本目標、そういうものを定めることとなりますが、その中で十分それらの精神につきましては反映させていくと、そういうことになろうかと思えます。特に、子どもの利益を最大に尊重する、守る、こういう精神が貫かれていくことになろうかと思えます。

- 委員長（谷口和弥） 保育係長。
- 保育係長（半田健） 2点目のご質問でございます、第7条、利用調整の関係からご説明させていただきたいと思えますが、保護者への通知義務というお話でございましたけれども、当然今回の制度につきましては、保育の認定をしたお子様につきましては当然入所する施設を第一優先に掲げていただきまして、それらの施設について優先的にご紹介して入所していただくということが当然原則となります。ただ、場合によりましては施設の入所定員ですとか、施設の体制によっては受入ができないという場合によっては、今までの状況で行きますと待機児童という形になるわけでございますけれども、今回の法の一つの特徴的なものとして、市町村が法第24条で規定しておりますように保育の実施責任という観点から、市町村が認定したお子さんについては利用調整して必要な保育のサービスを受けていただくということが基本的な原則となっています。その

ようなことから、市町村が持っている情報、それらについて保護者にご紹介し、さらに市町村からもそれらの施設についてお子さんの入所についての調整をさせていただき、結果については保護者、施設、町村ともに合意の上で入所していただくということになりますので、当然入所していただいたお子様については同意を頂いているということから、最終的な調整の結果についてはお知らせしないということで条文化させていただいているというところでございます。

つづきまして第8条、障がい児の区分につきまして、明確な表現が必要ではなかろうかということでございますけれども、先ほどの保育の必要性の認定に関する条例の中の優先項目の中の保育の必要性の認定第4条の関係で、第1項第5号で、障がいを有していることということで規定をさせていただいております。あくまでもそのお子さんについて保育の必要性の認定をさせていただいたうえで、障がいがあるお子さんについては優先的に教育・保育施設を利用できるというような位置づけをしていることから、特定教育・保育施設の中では障がい児ということを区分して明記はしてございません。

それから4点目、第13条第6項の関係でございますけれども、第4項の規定している費用を明記すべきではなかろうかということでございますけれども、第4項の中で規則で定める費用の額のお知らせを通知しないとさせていただいているところでございますけれども、規則の方ではですね、それらの経費が何かと申しあげますと、日用品、文房具、それらのほか行事への参加費用、食事に関する費用というようなことを規則の中で具体的に規定させていただくということで、あらかじめ通知ができないような保育に関わる必要な経費ということで、それぞれ随時に発生するような費用ということから、それぞれの時期に保護者の方には通知しないというような規定として整備させていただいているというところでございます。以上です。

- 委員長（谷口和弥） 増田委員。
- 委員（増田武夫） 先ほどもあったのですが、せっかくわが町には他の町村に先駆けて権利に関する条例を設けております。そういうものがあらゆる場面で町民の認識となっていくためには、確かに計画の中には出てくるものであるとは思いますが、こうした条例の中にもわが町の特徴としてしっかりと書き込んだ方が良くはないかということ再度申し上げたいと思っておりますけれども。

次に第7条の、保護者とやり取りをした結果できた調整だということで、わざわざ改めて通知する必要はないのだと。もうすでに保護者が承知していることであるからということで理解してよろしいのかももう一度確認したいと思っております。

それから第8条の、障がい児の関係。たしかに必要性の認定に関する条例の中に、障がいを有していることとあるわけですが、できればこちらにも特に強調しておいた方がいいのではないかと申し上げているわけですが、前の条例にあるからというその点は理解するところでありまして、再度付け加えた方がいいのではと思うので、一つお願いしたいのと、それからただし書きの削除でありますけれども、第13条のただし書きの削除であります。規則で定めて、あらかじめその通知ができないようなものも含まれるということでしたけれども、自分の払った色々なものが、どういうものを払ったか後で認識できるのか、先であっても前であっても、規

則で定められたものも、どういう根拠で徴収しているのだということをやはり通知するのが本来ではないかと思えますけれども。確かに規則で決まっているものですよと言われればそれまでなのですが、やはり文書によって通知することが必要ではないかと思えますが、その点に関してはいかがでしょうか。

- 委員長（谷口和弥） こども課長。
- こども課長（杉崎峰之） 障がい者の関係についてでございますが、くりかえしのご説明になりますが、先ほどの保育の必要性の認定に関する条例で、まず優先保育の基準ということであって、そのあと、あくまでもこの議案第51号につきましては、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例で、運営にということなので、まず先ほどの保育の必要性の認定というところで、しっかりと明記してございますので、こういう流れというか、条例の趣旨を理解していただきたいということをお願いいたします。

第13条、最後の、利用者負担の明記、通知ということなのですが、利用者の方に利用料について、何もわからない状態が続くかといいますと、事務の手続きの流れで行きますと、当然領収的なものは行きわたるものでございますので、あくまでも第13条につきましては先ほど係長の話したとおり、あらかじめ通知ということは条例上網羅できない、記載しておくことができないということで、決して利用者の方に不確認といいますか、不明のままいくということではありませんのでご理解いただきたいと思います。

- 委員長（谷口和弥） 保育係長。
- 保育係長（半田健） 第13条第6項の関係のお話でありますけれども、具体的に申し上げますと先ほどの説明の中では随時に発生する費用という思いでお話をさせていただきましたが、具体的には行事の時に一時的にかかる費用でございますとか、そのようなものを予定しております。従いまして各施設のほうから保護者の方々には、あらかじめ正式な文書ではなくても、何らかの形で通知がされて、間違いなく金銭の受領があった場合には領収行為が行われるということから、あえて事前に通知しなくても良いものではなかろうかという意味での規定でございます。
- 委員長（谷口和弥） よろしいですか。他に質疑のある方はいらっしゃいますか。無ければ議案第51号に関する質疑は以上で終了いたします。

次に議案第52号、幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして提出者の説明を求めます。民生部長。

- 民生部長（川瀬俊彦） 議案第52号 幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の34ページをお開きいただきたいと思います。はじめに資料2をご覧ください。新制度におきましては、これまで認可外保育事業とされていた小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、及び事業所内保育事業が、新たな保育事業として位置づけられることになりました。そして市町村が認可及び確認の両方を所管する実施主体となりましたことから、設備と運営に関する基準を条例にて定めなければならないということでもあります。条例制定にあたり国では項目に応じて従うべき基準または参酌すべき基準を示したところでありますが、議案第51号と同様の理由により本町では国の基準

に沿うことを基本としているところであります。

次に資料4をご覧ください。この表は、新たに位置づけられる4つの家庭的保育事業等に係る設備及び運営に関する基準を一覧表にしたものであります。表1は上段に記載しております認可保育所のほか、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育について、左側に記載しております職員数、保育従事者、設備、面積、給食、給食の設備の内容を整理したものであります。またつぎのページになりますけれども、表2は同じくその他として、共通項目を整理したものであります。

表1の方にお戻りください。職員数については家庭的保育、小規模保育C型は児童3人に対し家庭的保育者1名、家庭的保育補助者を置く場合においては児童5人に対し家庭的保育者1名、家庭的保育補助者1名ということになります。小規模保育A型・B型、定員19人以下の事業所内保育については、認可保育所と同様に0歳児は児童3人に対し保育士1名、1、2歳児は児童6人に対し保育士1名であります。居宅訪問型保育事業については児童1人に対し1人となります。なお、定員20人以上の事業所内保育については認可保育所と同じであります。

次に、保育従事者については、家庭的保育、小規模保育C型は、家庭的保育者と家庭的保育補助者、小規模保育A型は保育士、小規模保育B型は保育士2分の1以上、定員19人以下の事業所内保育は小規模保育A型、B型と同じであり、居宅訪問型保育事業は保育士及び研修を終了した町長が認める者としているところであります。なお、定員20人以上の事業所内保育については認可保育所と同じであります。

次に、設備については、家庭的保育は、保育を行う専用居室のほか、遊戯室等に適した庭、小規模保育A型、B型、C型、事業所内保育は、0、1歳児は乳児室またはほふく室、2歳児は保育室、屋外遊技場が必要な設備となります。なお、居宅訪問型保育について具体的な設備の規定はありません。

次に面積については、家庭的保育は一人当たり3.3㎡とじていますが、下限面積として9.9㎡必要となります。小規模保育C型は、乳児室、ほふく室、保育室、屋外遊戯場とも一人当たり3.3㎡とじております。小規模保育A型、B型、定員19人以下の事業所内保育については乳児室、ほふく室、屋外遊戯場は一人当たり3.3㎡、保育室は1.98㎡とじています。定員20人以上の事業所内保育については、認可保育所と同じであります。なお、居宅訪問型保育については規定はありません。

次に給食については、自園調理が原則となりますが、居宅訪問型保育については規定はありません。

次に給食の設備については、居宅訪問型保育を除く施設で、調理設備が必要となります。なお、定員20人以上の事業所内保育については認可保育所と同じく調理室となります。

次に表2をご覧ください。4つの家庭的保育事業等に共通する項目として、最低基準の向上、事業者の一般原則、少し下の方になりますが虐待等の禁止、衛生管理等について定めているところであります。

それでは条文に沿いまして内容をご説明いたします。

議案書の34ページになります。

第1章は本条例の総則を定めております。

第1条は目的を定めるものであり、設備及び運営に関する最低基準及び利用乳幼児の年齢を定めるものであります。

第2条は本条例において使用する用語についての定義であります。

35ページの第3条から40ページの第21条までの条文については4つの事業に共通する基準を定めたものであり、内容は資料4のとおりであります。

次に40ページの第22条から49ページの第48条までの条文については、各4事業ごとの基準を定めたものであり、内容は資料4のとおりであります。

次に49ページになりますが、第6章は雑則を定めております。

第49条は委任規定であります。

次に附則についてであります。第1項は施行日を子ども・子育て支援法の施行の日とするものであります。

第2項は、食事提供の経過措置を定めるものであります。

50ページになりますが、第3項は連携施設に関する経過措置を定めるものであります。

第4項は小規模保育事業B型等に関する経過措置を定めるものであります。

第5項は小規模保育事業C型の利用定員の経過措置を定めるものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたのでこれより議案第52号に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。増田委員。
- 委員（増田武夫） ちょっと膨大なのでなかなかぱっといかないのですが、この家庭的保育事業の設備運営の関係なのですけれども、一つは第15条なのですが、これでいきますと調理室において調理する、そういう方法によって行わなくてはならない。その設備の中の調理室で調理するわけなのですが、これではだれが調理するかについて触れられていないのですよね。そういう点ではしっかりと調理員をおいて調理できるように、例えば、調理は調理員により行わなければならないというようなことを入れておかないと、調理員がいなくて保育士が調理しなければならないような、そういうことでも許されていくということになりかねないので、これはやはり調理は調理員がしっかりと行うことを明記すべきでないかということが一つです。

もう一つは第19条、家庭的保育事業等に備える帳簿。帳簿は整備しておかなくてはならない。これは当然のことなのですが、帳簿はやはり公開することが原則にならなくてはならないと思うので、家庭的保育事業等には職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備し、公開しなければならない。公開しないといけないのではないかなと思うのですけれどもいかがでしょうか。

それから、第22条には設備の基準が定められているのですが、様々な、先ほど説明されたような面積ですとか定められているのですが、設備の安全に関する規定がないのですよね。ですから、(8)でも付け加えて、耐震基準を満たす事だとか、耐震対策など安全な設備であることですとか、今こういうような地震の問題とか洪水の問題とか、色々なことが話題になってきている中で、やはり少なくとも耐震基準とか洪水対策のような安全対策、安全基準を満たす事とかそういう文言が入ってしかるべきではないかと思う

のですがいかがでしょうか。

それから第23条なのですけれども、これは全体を通じてそうなのですけれども、家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。やはり全体を通してそうなのですが、その施設や事業の責任者は置かなければ、きちんと責任を取る体制にはならないのではないかと思いますので、家庭的保育事業を行う場所には施設・事業責任者、そういう文言がどこかに入らないと。施設・事業責任者及び次項に規定する家庭的保育者を設けるべきではないかと。

もう一つ、ただし次の各号のいずれかに該当する場合には調理員を置かないことができる。調理業務を全部委託する場合、それから搬入施設から食事を搬入する場合。となっているのですが、やはり調理はその施設の中できちんと外部に委託するようなことではしっかりとした責任を取れないということもありますので、ただし以下は削除すべきではないか。調理員を置いてしっかりと調理を園で行うと、そういうことにすべきではないか。

それと第2項で、家庭的保育者は、町長が行う研修うんぬんと、研修を受ければ保育士の資格を持っていなくても保育者となれるような条項ですが、やはりこれは、家庭的保育者は保育士の資格を有する者とする、と明確にすべきではないかと。そのことが保育の質の維持につながるということで、それはしっかりとすべきではないかと思えます。

それから、ずっとそのあとも同じ問題が出てくるのですけれども、小規模保育事業にあっても、耐震対策など、安全基準を満たす事という文言が、そのあともさっき言った施設の基準の問題、それから施設の事業責任者をきちんとおくという問題も、その後の小規模保育事業などにもしっかりと入れるということでもあります。それから、資格の問題も、その後の保育士の資格を持つものが当たるべきだというのはそのほかのものにもずっと出てくる。施設の事業責任者の問題も出てくる。運営にあたってしっかりと責任の体制で質の高い保育事業を行うという視点に立って、以上のようなことを是非付け加えていただきたい、または削除していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

- 委員長（谷口和弥） こども課長。
- こども課長（杉崎峰之） 一点目、食事を調理室にというような件なのですが、第15条の食事というところでうたっているものについてのご質問でしたが、このことにつきましては第23条の職員のところですね。先ほど別のご質問でありましたが、調理員をうまくですね、家庭的保育を行う場所には家庭的保育者、嘱託医、調理員を置かなければならない。原則はあくまでも自園調理で、調理員をおいて行うということですのでご理解していただきたいのです。それに関係しまして、町長が行う研修を終了した保育士、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認めるもの、ということではなくあくまでも家庭的保育事業として保育士の資格ということで明記したほうが、ということでしたが、このことにつきましては元々、平成21年度にいわゆる保育ママというのでしょうか、家庭的保育事業というのはすでに条例で国の方で定めておきまして、事業としてはスタートして、その時の基準で保育士だけではなく、研修を行ったものにつきましては認めておるという経緯があるものですから、こちらについては今まで通り定めて扱うということでございます。

- 委員長（谷口和弥） 民生部長。
- 民生部長（川瀬俊彦） 基本的な考え方について触れたいと思います。家庭的保育事業につきましては、新制度におきましては、新たにしっかりと個別の給付事業として位置づけたというのが大きな特徴です。これにあたりましては出来るだけ保育をする選択肢を保護者が選べる道を作る、そういうことが一つの大きな狙いであります。

ですから施設型のいわゆる認定こども園、幼稚園、保育所、そういうもの以外にも居宅型の保育とか小規模保育とか、色々な保育の手段を選べるようにしたいというのが大きな流れであります。ですから、そういう事業に公共だけがやるのではなくて民間の事業者も参入する。そういうことを国では期待しているところですので、できるだけそういう事業者も参入しやすいように、そういう道が開けるようにということが根底にあります。ですから、それらが参入するにあたって基準はあまり高くハードルを上げてしまうと、なかなか取り組めなくなります。ですから、保育を行う上で最低限守ってもらべき基準、そういうものをしっかりと定めるというのが趣旨であります。

ですから、調理につきましては先ほど説明しましたように自園調理が基本原則です。だけれども一定条件を満たした場合につきましては委託による外部搬入も可能であるという例外があるということです。

それと建物の耐震性とか安全性につきましては、これは当然、建築基準法その他の法令によってクリアしているはずですからそういうものに委ねているということでありませぬ。当然、保育を行う事業者におきましては、安全管理は、当然の義務としてやっています。そういうものであると思っております。

それから、保育士の資格を要するかどうかということにつきましては、これは委員おっしゃるように保育士の資格を有しているのが一番理想ではありますが、先ほど言いましたように色々な保育体系に取り組みやすいように、一定の研修を受けたりして、保育に携わる能力が有ると認められる場合はその方たちも保育に従事できるというように要件を少しゆるくしている。それでなければ人材はなかなか見つかりませぬ。そういうことの趣旨があるということでご理解いただきたいと思っております。

- 委員長（谷口和弥） 保育係長。
- 保育係長（半田健） 第19条、帳簿の関係でございます。委員おっしゃられるのは、情報公開について、開示したほうがよろしいのではないかとございませぬけれども、ここの中で委員の中では特に財産の部分、収入収支の部分、当然経営に関する部分、経営母体に関する部分については当然必要なものだと認識しておりますが、特にお子さんの状況については、個人情報等も含まれることからなかなかすべてを開示するのは難しいものかなと認識しております。

それから、第23条の関係の、責任体制、責任者の設置を明確にというお話でございませぬけれども、議案書39ページの第18条の中に家庭的保育事業者等の内部規定というものを定めさせていただいております。その中の第3号の中に、職員の種類、職員の数及び職務の内容ということで、それぞれその事業所における責任体制のようなものを明確にしなさいという規定を設けてございませぬ。そのようなことから、具体的には責任者を配置しなさいという表現はしていないとございませぬ。

それから第23条の関係で、調理における外部搬入に関するただし書き以下の削除というお話がございましたが、実は保育所における給食の提供については先ほどからご説明させていただいておりますが、自園調理が原則ですよということが基本線でございます。では、例外的に何が認められているのかということでございますけれども、例えば事業所内保育所におきまして、同一法人の中で実施している、たとえば病院の中に設置している事業所内保育所におきましては当然病院の入院患者さんに食事を提供しております。それらの施設からは例外的に、同一施設内であれば保育園についても食事の搬入が認められますというもの。それから、同一法人であって、同一法人で調理したものを保育園の分園に搬入する場合には、例外的に外部搬入を認めますというもの。

それから、公立の保育所の関係でございます。公立の保育所については、公立の学校給食センターで調理しているものについても、外部搬入は認めますというような、すでに実施されている例外規定がございます。そのようなものについては新制度におきましても、現状の体制と同じような形で外部からの搬入を認めるというような例外規定がございます。ただし、以前に実施していない、今までも認められていないものについては、自園調理が原則ですよという位置づけでございます。調理員につきましても、自園で調理室を設置するのであれば調理員を配置して調理しなければいけないという規定とさせていただきますところでございます。以上です。

- 委員長（谷口和弥） 増田委員。
- 委員（増田武夫） 第15条の、調理は調理員により行わなければならない。それは、やはり責任を持った調理をしていくためには、誰がやってもいいということにはならないので、これは是非入れていただきたいと思うのと、公開についても色々難しい点はあると思うのですが、やはり監査の体制をきちんとして、諸帳簿がしっかりと監視できるような仕組みは確保すべきだと思うので、どういう表現になるかはわからないのですが、もう少し整備したほうが良いのではないかと思います。

もう一つ、耐震基準をきちんとすべきだというのは、そういう施設になっているであろうというのでは困るので、やはりその施設がきちんと安全が確保されている施設でやらないとだめですよということを、そのあとの小規模A型というものもありますけれども、そういうものに全部共通した問題なので、これは一項きちんと設けるべきだと。設けてないことには認可の際にきちんとした認可に持っていけないのではないかと。耐震対策など安全基準を満たすこととなり、それはしっかりとやるべきだと思います。

それから第23条のただし書き以降の、削除の問題ですが、確かに今言われたように、病院内であれば病院の調理室から持ってくるだとか、色々な例外はあるのだと思うのですが、この書き方だと色々拡大解釈されていって、民間の業者に委託するというのも当然入ってくるので、それはもっと工夫した表現の仕方にしないとないのではないかと。ただ単に削除ということでもなく、今言われたような、色々な場合ではこの限りでないとか、そういう文言にするなどの処置が必要ではないかと思います。

保育士の資格の問題ですけれども、これはこの条例に共通した、何か所か出てくる問題なのですが、今、どこの町村、幕別でもそうなのですが、待機者として出てくるのはほとんど0歳から2歳の、小さい子どもたちだと思うのですよね。全国的な色々な統計

などを見ても、有資格者がきちんと見ている保育所と、それから無資格の人たちが見ているそういうところとでは、死亡事故、重大な事故の発生の仕方が全然違うという統計もあるのですよね。

そういうことを考えれば、我々のところもそうだし、全国的にも待機児童の80%は0歳から2歳児であって、そういう受け皿になるのが地域型保育事業であり、今回きちんと条例で整備されることになるのですけれども、やはりそういうところに預けるのだけれども、そういうところの保育基準が公的な保育基準との間に差が生じないようにしなければ。公立で乳幼児を見てもらっているところはきちんとした対応をするけれども、今回の色々な保育事業では研修を受ければいいのだよということになってくると、保育の質に差ができると思うのですよね。やはり格差が生じるということは、幕別町の子どもの権利に関する条例では、子どもは平等に扱われなければならないし、それぞれに健やかに育っていく権利があるのだということがうたわれていることを考えると、なるべく格差の生じないような、居宅のように1対1で行われるようなことにはなかなか保育士でなくてはだめだということにはならないと思うのですが、19人とか事業所内保育でも定員が20名以上とか、多人数を扱う場合も出てくるわけで、そういうことを考えるとしっかりと保育の基準を、保育の資格を一定程度しっかりした縛りをつけることが必要ではないかと。そのことが全ての子どもに質の高い保育を保障することにつながるのではないかと思いますので、その辺は是非再検討するべきだと思いますがいかがでしょうか。

- 委員長（谷口和弥） 保育係長。
- 保育係長（半田健） 今委員おっしゃられますように、保育の質を確保するということが当然重要なことと認識しております。一概に保育者でない方が保育する、特に小さい年齢のお子さんをお預かりするというようなことから、家庭的保育者、それから家庭的保育補助者という方も家庭的保育事業においては保育を実施できるということになっておりますが、先ほど課長から説明させていただきましたが、国の方ではすでに保育ママ制度というものがスタートしておりまして、家庭的保育者ならびに家庭的保育補助者の研修等について定めをさせていただいております。

簡単にご説明させていただきますけれども、家庭的保育者の要件といたしましては、基本的には市町村長の研修を行った方が家庭的保育者となるわけでございますけれども、その要件として第1番目にあるのは保育士、さらに看護師、幼稚園教諭、そのほか市町村長が認める別な認定講習を受けた方というような規定がございます、一概に保育士であっても家庭的保育事業を実施するに当たっては研修を受けなければならないという位置づけがされております。特に先ほど委員がおっしゃられますように、小さなお子さんをお預かりするということが、事故率も高いというようなことから、細かい規定が設けられておりまして、保育士、幼稚園教諭であっても研修に要する時間として今現在家庭的保育者の研修として国で定めておりますのは、研修時間が総数で21時間の講義を受けることと、2日間以上の実習を必要とすると。さらに受けたのち家庭的保育者として認定を受けるというような形となっております。一概にどなたでもなれるということではございませんということで、ご確認を頂きたいと思います。

それと今回の制度におきましては特に保育の量を確保すること、それと質を確保する

ことが大きな両輪となっております。どちらが先かということではなくて、両方同時にスタートするというのが今回の国の制度でありまして、当然、今回新たに条例の中で、町の家庭的保育事業については、認可の基準を設けて認可業務をさせていただく。さらに施設給付の対象となるように、それらの運用が規定通り実施されているかの確認も町の責務ということでございます。質の確保につきましては、委員おっしゃられることを十分考慮しながら町として実施監督していく機関ということになりますので、その中で保育の質の確保をしていきたいと考えているところでございます。

- 委員長（谷口和弥） 民生部長。
- 民生部長（川瀬俊彦） 施設の安全性の確認ということ。これは委員おっしゃられるように非常に大切なことだと私も認識しております。39ページになりますけれども、第18条家庭的保育事業所内部の規定ということになっておりますけれども、各事業者につきましては、39ページ以下40ページにかけまして色々と細かい規定を定めることとなっております。その中で、40ページの(9)、非常災害対策。これについても定めることとなっております。ですから、町としては、保育業務等につきまして確認の責任がありますから十分こういう対策が立てられているかどうか、そういうものを確認しながら、保育所が安全性を保てるかにつきましては十分留意していきたいと考えております。
- 委員長（谷口和弥） 増田委員。
- 委員（増田武夫） 施設の基準、今40ページの(9)に非常災害対策というようなことが入っているということですが、やはり施設の基準として、耐震基準、耐震対策など安全対策の事を一つ入れるのが筋ではないか、そこにきちっと入っていることが重要ではないかと思えます。

また、職員のなかに施設・事業責任者を置くということもきちんとそういう文言で、前に色々なところにあるからというようなことを言っておられましたけれども、やはり職員のなかに、これには嘱託医とか調理員などを置かなくてはならないとなっているわけですから、職員の中に施設・事業責任者を置くということも明記すべきではないか、その方がよりよい条例になるのではないかと、そのように思います。

やはり色々意見の違いで、例えば最初の趣旨の中に文言を入れるべきではないかということも意見としてあるのですけれども、今言ったような耐震基準とか責任者を置くということは譲れない所だなどと思います。答弁があれば。

- 委員長（谷口和弥） こども課長。
- こども課長（杉崎峰之） まず、事業内に責任者を置くべきでないかということですが、再三答弁内容と重複してくると思うのですが、現実的にあくまでも最低の設備運営に関する基準ということを前提に、第18条にあります内部の規定を定めておかなければならないということの中で、11項目ある中で体制を決めたものに対して町としては認定認可、確認をする義務がございますので、その際に当然今委員が申しましたようなしっかりした体制で指導的役割を担う立場とかですね、当然認可行為を行う時に建物の安全性については建築基準その他関係法令を基に本当に安全に業務として運営していくような事業所なのかということで審査しますので、委員が心配されたようなことはこの中では網羅されているということでご理解いただきたいです。

- 委員長（谷口和弥） 民生部長。
- 民生部長（川瀬俊彦） 建物が耐震性を有する、これは当然のことなのですけれども、先ほど私が説明したとおり、建築基準法で当然耐震性がある建物ということはクリアされているものだと思っております。それも含めて、非常態勢が整っているかどうか、そういうものは確認をする実施主体としてそのことについてはヒアリング等行うことはできていると思っておりますのでご理解願います。
- 委員長（谷口和弥） 増田委員。
- 委員（増田武夫） この条例が、どういうものできちんと保育が行われていくのだということが一目でわかるようなものにしていくべきだと思うので、耐震とか安全対策についても、たとえば(7)では火災報知器及び消火器を設置すること。これまで言っているの、それまで言っているのであれば、建物そのものがきちんとしたものでないとだめだということも入れておかないと、これは条例としては欠陥ではないか。当然今の社会ではそれが満たされているのが当然だという前提に立つようなお話でしたけれども、例えば衛生的な調理施設及び便所を設ける、便所を設けるのは当然のことなのだけど、ここにはきちんとうたわれているのですよね。きちんと安全対策をとった、耐震基準を満たした建物でなければだめだというものが入らないと、それが常識的なもので除いたのでは、上の物もみんな常識的なものになってきてしまうので、それはおかしいのではないかなと思います。施設だとか事業責任者というものも条例の中にうたっておかないと、第18条で確認しますと言っても、確認する根拠は条例にそって確認するわけですから、納得いくものにはなっていないと。以上です。
- 委員長（谷口和弥） 答弁は。副町長。
- 副町長（高橋平明） 耐震性に関してですね。たとえば耐震性を有するものとうたった場合に、耐震性の基準とはなんだろう、震度6弱、震度5、マグニチュードですけれども、そういったものに耐えられるということを今度は具体的に耐震性に対するうたいこみをしなくてはならない。それが、ここで言う議案第52号で出している条例の中で、最低基準を定めるものでありまして、最低基準をさらに向上させることに町として努めなければならないという文言が入っております。事業を行おうとする事業者は、これは第7条で言っているのですけれども、非常災害に必要な設備を設けるとともに非常災害に対する具体的計画をたてなさいと。非常災害に対応する設備を設けるということは、たとえばその事業者が、これは全国同時に作られる条文でありますから、その地域地域によっていろんな基準が出てくると思いますけれども、あくまでもここでお示ししているのは日本の中ですべて示す最低基準を示させていただく。それを超えるような努力はそれぞれの地域で行っていかなくてはならないということがあくまでもこの条例を制定しようとする趣旨でありますので、そこをご理解いただきたいと思います。
- 委員長（谷口和弥） 増田委員。
- 委員（増田武夫） そういう答弁をされるとちょっと言いたいのですが、我々も町独自で耐震基準を持っているわけではないですよね。この庁舎だって国の耐震基準に合っていないから建て替えるわけですよね。だから、耐震基準というのは、木造にしてもコンクリート製にしても、国が耐震基準を定めているわけですよね。だからその耐震基準とい

うのは大きな地震があるごとに国の耐震基準も上げてきているのですよね。だから昭和59年前までに建てた建物は耐震基準に合っていないから建て替えていかなくてはならないということも問題になってくるわけで、だから耐震基準を満たす事ということをつけるということは、別に町で耐震基準を定めるわけではなくて、国がきちんと定めている耐震基準に合っている建物でなくてはだめですよということを入れておかないと、これは相手が前の条項で非常災害対策を取っていることが必要だということをやっているからそれでよいかといたら、やはり施設の場所の、設備の基準としてきちんと入れておくことが条例としての最低の事柄ではないかと思えます。以上です。

- 委員長（谷口和弥） 答弁は。求められますか。この質疑は切って良いですか。千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） 関連するのですけれども一件お伺いしたいと思います。家庭的保育のところですが、ここは町長が行う研修を終了した保育士、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者、これなのですけれども、先ほどちらっと保健師、看護師、あるいは保育ママという言葉が出ていましたけれども、そういう資格を持っていなくても保育ママと称される人であれば家庭的保育は出来るという押さえで良いのでしょうか。それと居宅訪問型の保育なのですけれども、これは1対1ということですから、かなり大事な仕事になるのだらうと思うのですけれども、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有するという事は、具体的にどういう人たちがイメージされるのでしょうか。2点ですけれども、保育の質の保障というのは、先ほど委員言っておりましたけれども大事なことだと思えますので、その辺の考えについてお伺いしたいと思います。
- 委員長（谷口和弥） 保育係長。
- 委員（半田健） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。まず保育ママの関係ですけれども、先ほど若干触れさせていただきましたが、家庭的保育者といわれるのは現行の保育ママ制度の中でうたわれて、保育が実施できるものと規定されている、一つとしては家庭的保育者、そのほかにもう1つの種類として家庭的保育補助者。今回の家庭的保育事業の規定の条例の中にも出てくるのですが、その方における研修の関係であります。

その方については、市町村長の研修ということで、現在国の保育ママ制度の中で研修の項目が設けられておまして、その具体的な内容といたしましては、要件として看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者、家庭的保育の実施の実際にやっておられる方については実際に1年以上の経験を有する方、それから家庭的保育の経験のない方についてそれぞれ区分がされておまして、研修の時間が異なっております。

前段申し上げました看護師については88時間の研修を受ける。それ以外の初めて保育の業務に携わる方については先ほどの88時間の研修にプラスして20日間の実地を積まなければならないというものでございます。それを積んだのち市町村長が定める研修、先ほど申し上げました家庭的保育補助者の資格認定に当たりますさらなる研修を受けなければならないと、そういう運びになる予定でございます。

それから2番目のご質問、居宅訪問型の関係でございますけれども、居宅訪問型についても、俗に言われるベビーシッターでございますけれども、この中にうたわれてい

ますのはまだ具体的に示されておられませんけれども、この中にあるのも家庭的保育支援者という位置づけになるかと思えますけれども、今現在保育ママ制度で運営されております基準で申し上げますと保育士であって10年以上の経験が必要だということもうたわれておりますので、そのほかに先ほどから申し上げた研修を受けた者でなければそういう業務には従事できないというような規定になっておりまして、そういう面から、特に低年齢のお子さんに対する問題等をクリアすべく、ハードルの高い研修を設けていくものと考えているところでございます。

- 委員長（谷口和弥） 千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） ちょっと逆になりますけれども、居宅訪問型の保育については保育士さんであってなおかつ研修を受けられた方というのが、ここの同等以上ということになるということですよ。いずれにしても保育士でないダメだということですよ。それはわかりました。

家庭的保育ですけれども、家庭的保育者、今お聞きしていますとプラス家庭的保育補助者、これについては一定の研修を受けて、資格がなくてもということなのですから、これは家庭的保育者についてもそういうことなのですか。資格がなくても一定程度の研修を受けた人であれば家庭的保育者になれるということですか。

- 委員長（谷口和弥） 保育係長。
- 保育係長（半田健） ただいまのご質問でございますけれども、あくまで今現在保育ママ制度で運用されているものとしたしましては、前提として、保育士、看護師、幼稚園教諭という決まりがございまして、その上で更に研修を受けた方ということでございます。それらの資格を持たれていない方については家庭的保育補助者という位置づけになります。
- 委員長（谷口和弥） ほかに質疑ありませんか。無ければ議案第52号に対する質疑はこれで終了いたします。続いて議案第53号 幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして提出者の説明を求めます。民生部長。
- 民生部長（川瀬俊彦） 議案第53号 幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の51ページをお開きいただきたいと思います。本条例については、平成27年4月の施行を目指している子ども・子育て支援新制度の実施において、改正児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、幕別町における幕別町放課後児童健全育成事業の設備や運営について定めるものであります。それでは条文に沿いまして内容をご説明申し上げます。なお、説明に当たりまして、本条例は放課後児童健全育成事業者が守るべき最低限の基準でありますことから、第3条以降最低基準と言い替えさせていただきます。

第1条は本条例の目的について。

第2条は本条例で使用する用語は児童福祉法で使用する用語とする旨の規定。

第3条は第1項は町長の事業者に対する最低基準の向上にかかる勧告について。第2項は町が最低基準の向上に努めることについてであり、第4条は事業者に対する最低基準の向上について。

また第5条は事業の一般原則についてでありまして、利用者の人権尊重や運営内容の自己評価及び結果の公表等について定めているものであります。

52ページになります。第6条は事業者の非常災害対策について。

第7条は事業に従事する職員の一般的な要件について。

第8条は事業に従事する職員の知識及び技能の向上等についてであります。

53ページになります。第9条は事業所の設備の基準についてで、第2項に規定する専用区画の面積は国の基準と同様に1.65平方メートル以上としております。

第10条は事業所の職員の配置基準、職員の資格要件、支援の単位等について規定するものであります。なお54ページになりますが、第4項に規定する支援の単位は国の基準と同様におおむね40人以下としております。

第11条は事業者が利用者を平等に取り扱う原則について。

第12条は事業者の職員等の虐待の禁止についてであります。

55ページになります。第13条は事業者の衛生管理等について。

第14条は事業所が定めるべき運営規定の重要事項について。

第15条は事業者が備える帳簿について。

第16条は秘密保持等についてであります。

56ページになります。第17条は事業者の苦情への対応について。

第18条は事業所の開所時間及び日数についてであります。なお、町立の学童保育所の開所時間については、小学校の授業の休業日については午前8時から午後5時までの9時間の開所、小学校の授業の休業日以外の日は下校時から午後5時までの時間となっております。また、開所日は、日曜日、国民の祝日、正月休みを除いた日となっております、約290日でありますけれども、新規事業者の参入の妨げとならないように国の基準と同様に規定しているところであります。

第19条は事業者の保護者との連絡について。

第20条は事業者の町や小学校等の関係機関との連携についてであります。

57ページになります。第21条は事業者の事故発生時の対応についてであります。

附則についてであります。第1項は施行日を子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日とするものであります。第2項は放課後児童支援員の資格に関する経過措置を定めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、これより議案第53号に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。増田委員。
- 委員（増田武夫） 何点かですが、53ページの設備の基準ですけれども、第2項専用区画の面積は児童一人につきおおむね1.65㎡、これ専用区画というのは表現は、調理場だとか便所だとか玄関は除かれたのを専用区画と言っているということによろしいですか。それであればこれでよろしいと思います。

それから、職員の第2項、放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただしその1人を除き補助員をもってこれに替えることができるとなっているので

すが、これ2人というのは少なすぎるのではないかと。3人以上にすべきではないかと思うのですよね。その2人を除き補助員をもってこれに替えることができる。そのくらいにしないと、放課後児童に責任を持つことができないのではないかと思います。

それから56ページには開所時間及び日数があるわけですが、(1)小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業1日につき8時間、これは色々な働き方をして長時間労働をしている場合などもあって、保育所は11時間になっているのですけれども、8時間を少なくとも10時間くらいにまで延ばすべきではないか。(2)は一日につき3時間、これも短すぎるのではないかと思うので6時間にするべきではないか。それから第2項の、一年につき250日以上としているのですが、先ほどの説明をもう一度お願いしたいと思います。

- 委員長（谷口和弥） こども課長。
- こども課長（杉崎峰之） 大きく3点ご質問ありましたが、専用面積にトイレが入るかということですが、トイレは入りません。あくまでも遊び、生活の場としてなので、委員おっしゃったようなこととございます。2点目の第10条の、支援員を2人以上のを3人以上でなければというようなご質問ですが、現状、新制度、呼び名は違いますが、今現在の状況で言いますとおおむね40人を一つの集団としまして、現行のガイドラインに沿ったかたちで申しますと最大70人までが可能でありまして、そこに対しまして40人を基本としまして現行も主任指導員1名と補助指導員1名と。あとそこからまた人数が増えてきたりしますとその都度補助者を加配しているというか当てている状況でございます。新制度では何が違いますかという、最大70人までの受入が可能だったものが、あくまでもおおむね40人以下をめぐりに一つの集団としてまとめるということとございますが、現行を同じ主任支援員1名と補助支援員1名ということで2名で、引き続き行っていきたいと考えております。ご質問の3点目の第18条の開所時間及び日数についてということで、今条例では一日8時間を10時間にすべきではないか。また3時間、休日以外の放課後の事業について一日について3時間を6時間以上にすべきでないかというのと、第2項にあります一年につき250日以上を原則というのをどうだろうかというお話でありますけれども、まず1日につき8時間というのは、現行では実際にうちの学童保育所につきましては10時間30分、実際行っております。委員気にしていられちゃいました保育所と学童にいくといわゆる小1の壁という問題がありまして、預けられる時間が短くなるということで、仕事の支障になるという問題だと思いますが、現行でいうとうちは10時間30分で6時30分まで預かっていますから問題ないのですが、あくまでも条例につきましては新たな法人の参入とかを、量の確保を図るために促すものが趣旨でありますので最低基準としてまずは参画しやすいように国が定めた基準と同じ8時間、3時間、または一年につき250日以上ということで決めております。一年につき250日以上というのも、幕別町としましては現実としては多く、290日くらいで稼働しているのですが、最初からこの縛りでいきますと参入できなくなる可能性があるものですから、確保対策として条例上国が決めたものをまず基準として決めていくところとございます。
- 委員長（谷口和弥） 増田委員。
- 委員（増田武夫） この後段の時間と日数なのですが、今話されたように現行は10時間

30分やっているのだと。一年につき290日やっているのだということで、この放課後児童を、現在町がやっているわけですけれども、やはりそういうものを、新聞報道によると6年生まで延ばす方向だと報道されている中で、やはり今10時間30分やっているのであればそれを後退させないように決めるべきだと。これから民間参入うんぬんをおっしゃられますけれども、基本的には今町でやっているわけですから、その基準を一年につき250日というのも290日で押さえて、町民の要望に応えるべきだと思いますので、是非10時間6時間290日と。前段申し上げましたけれども、働き方が多様になっていて、長時間働かなくてはならない状況というのものもあるでしょうし、安心して働くためにも現状を下回ることのないように定めるべきだと、そのように思いますがいかがでしょうか。

- 委員長（谷口和弥） 民生部長。
- 民生部長（川瀬俊彦） 前段申し上げましたように、今回の基準につきましては、民間の事業者もこういう事業に参入できるようにというようなことが念頭にあります。事業者が参入しやすくするために基準につきましてはあくまでも最低の基準ということで、町が今実際に取り組んでいる内容までは求めないで、参入しやすいように最低の基準として定めるということであります。町は、今現在行っている学童保育の内容をこの基準まで下げるということではなくて、今行っている事業については当然維持していくというのが基本に考えているところであります。ですから、職員の人数につきましてもおおむね40人の子どもが一つの学童保育という単位になりますから、その40人に対しては職員は2人以上という、そういう配置になるということでもあります。日にちにつきましても250日以上ということでもありますから、町はそれを290日くらい開所しているのを落とすということではなくて、あくまでも町は今やっている現状を維持していくという考えであります。
- 委員長（谷口和弥） 千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） 関連なのですけれども、国の法令があつて今の時間、あるいは日数について、とりあえずはいいと思うのですけれども、民間の事業希望者が現れて、こういう形でスタートしていったら、利用者から、様々な声のなかで当然町がやっている時間、日数にしてほしいという要望だとか声があれば、当然その業者と打ち合わせしながらそういう方向に持っていくということはやぶさかでないという押さえでいいのでしょうか。それともう一点ですけれども先ほど40名が1ユニットということで2つとお話されていましたが、説明のなかではおおむね40人という言葉を使ったと思うのですけれども、40人を超えた場合は職員が、何十人増えたら1人増やさなくてはならないのかということも、これは40人しか認めないということであればこれでいいと思うのですけれども、その上、おおむねということであればあり得る話ですから、その場合は何十人増えたら職員は一人増やさなくてはならないよというようなことも条例でうたうのか要綱でうたうのかはきちんとしておいた方が良く思うのですけれどもいかがですか。
- 委員長（谷口和弥） 保育係長。
- 保育係長（半田健） ご質問にお答えさせていただきます。最低基準の向上でございますが、民間事業者の運営に関しましては、設置運営基準を満たしていれば問題はありませんが、地域における他の施設の開所時間や開所日数等の運営状況をお知らせして、最

低基準の向上に努めていただきます。条例第4条において事業者に対する設備及び運営基準の向上規定、町の責務として条例第2条で次世代育成支援対策地域協議会の意見を聴き事業者に対する勧告を規定しています。2点目、おおむね40人に関してありますが、行政で用いるおおむねにつきましては、一般的にプラスマイナス10%を指すものであることから、44、45人を1支援として、2名の職員を配置する考えであります。

現状でもそうなのですが、実際に学童保育所に利用登録をされているお子さまと、実際に学童保育所にその日その日で登所されるお子さまは違ってございます。現状を申し上げますと、登録人数に対しておおよそ85%が毎日学童保育所に登所しているという状況でございますので、状況を確認しながらおおむね40名というものについては精度の高いものにして、できるだけ質の低下を招かない職員の配置がなされるように努めさせていただきますと考えております。

- 委員長（谷口和弥） 千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） わかりました。おおむね1割プラスマイナスくらいが1ユニットとして、2人ということで行きたいということですね。ですからそれが50人、60人になったりはしないということですね。わかりました。それと、一点目の質問なのですが、そういうことであればそれに向かっていくということだろうと思うのですが、我々考えると、逆に民間が、今町がやっているように時間が長い日数が多い、役所がやるのが短い、逆の感じだと考えたものですから、やはり役所はなかなか小回りきなくて難しいのでしょうかけれども、民間はすぐ対応するのだろうと思うのですよね。ですから、いずれにしても民間に行く人と町の学童にいく人との差がないようにしないと、同じ町民でそれは問題だと思いますのでそういう方向で進めたいと思います。
- 委員長（谷口和弥） ほかに質疑のある方いますか。小島委員。
- 委員（小島智恵） 関連というか確認ですが、先ほど増田委員から、対象児童が小6まで引き上げられるという話が出ておりましたけれども、説明が無かったのですけれども、51ページの第5条を見ますと小学校に就学している児童となっておりますので、この文言でいきますと小6も対象とみてよろしいかと。そうすると対象児童増えますよね。ですので設備の方が現状のままで足りるのか、新たなものが必要になってくるのか、それに伴って支援員とか補助員も、人材も確保が必要になってくるのではないかと思います。その辺の見通しはいかがでしょうか。
- 委員長（谷口和弥） 民生部長。
- 民生部長（川瀬俊彦） 小学校6年生まで学童保育に取り組むということは国が示しておりますので、町は基本的には6年生までについて取り組みたいと考えております。今委員おっしゃられるように、設備面での対応、それと指導員等を確保できるかどうか、そういう色々な面がありますので、方向性としては取り組みますがそれがいつの年度からやれるのか、それにつきましては今後検討を進めてまいりたいと、現時点では思っているところであります。
- 委員長（谷口和弥） ほかに質疑ありますか。なければ議案第53号に対する質疑は終了いたします。4議案についての説明質疑が全て終了いたしました。説明員の方に退席していただきます。ありがとうございました。説明員退席のため暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

- 委員長（谷口和弥） 休憩を解いて再開いたします。さまざまな意見が出されましたけれども、もう少し審査に時間をかけたほうが良いということでもありますので継続審査ということにしたいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。

(よいの声あり)

- 委員長（谷口和弥） それでは開会中の継続審査といたします。つぎの日程のところですね。暫時休憩します。

(暫時休憩)

#### ◇審査内容

##### ◎ 付託された陳情の審査について

・委員長より、陳情第16号「2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書については、今回提案された4条例に無関係ではなく子ども・子育ての予算に係ることなので、条例審査後に陳情審査を行うことが提案され、了承された。